

3. 施策の体系

基本理念

基本目標

実施目標

町の取り組み

社協の取り組み

地域及び関係団体に期待すること

町民に期待すること

き
に
か
け
あ
い
つ
な
が
り
あ
い
さ
さ
え
あ
い
「あ
い
」
を
紡
ぐ
ま
ち
ち
や
た
ん

1
地域参加がしやすい
仕組みづくり

(1) 地域に「参加しやすい」環境づくり

(2) 地域活動に携わる多様な担い手の確保・育成

①地域参加しやすい環境づくり
②地域情報の発信
③ひとにやさしいまちづくりの推進
④移動手段の確保

①活動のきっかけづくり
②各種養成講座等による人材の育成、確保
③民生委員・児童委員の確保・活動支援
④地域団体の活動への支援、参加促進
⑤町内企業や各種団体の地域活動への協力

①地域活動やボランティア活動の取り組み発信
②地域で町民同士の顔が見える仕組みづくりの推進
③地域共助による移動に関する取り組み支援

①地域人材の育成、確保
②地域活動、ボランティア活動への理解促進
③ボランティア活動をコーディネートする機能強化
④ボランティアプラットフォームの実施
⑤町内企業や各種団体の地域活動への協力

○自治会や民生委員・児童委員などは、自治会報や訪問活動などを通じて、地域住民に福祉情報の提供を行いましょ
○転入者に対して、自治会や地域の関係団体(老人クラブ、子ども会など)への加入を勧めましょ

○自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょ
○地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょ

○隣近所の人とあいさつなどを通して、隣近所との関わりをつくりましょ
○隣近所でサービスなどを必要としている町民に情報を提供しましょ

○地域活動やボランティア活動に関心を持つようしましょ
○地域や福祉に関心を持ち地域活動やボランティア活動について、できることから始めましょ

2
共に生きるための
仕組みづくり

(1) 共に支えあえる地域の仕組み構築

(2) みんなが『つながる』機会づくり(居場所づくりの推進)

(3) 地域で共に生きるための住民意識の向上

①地域で支えあう仕組みの構築推進
②ICTを活用した支えあいの仕組みづくり

①地域のつながり・交流等機会の拡充
ア)活動・交流の場の充実
イ)住民主体の活動による交流の促進
ウ)コミュニティ・スクールの推進による地域活性化の推進
②居場所づくりの推進
③誰もが交流できる居場所づくり(フリースペース、福祉活動の小さな拠点の充実等)

①多様性(ダイバーシティ)の理解、人権の啓発
②地域住民への福祉意識啓発
③福祉教育の推進

①地域で支えあう体制づくり、活動展開への支援
②コミュニティソーシャルワーカーの適正配置【コミュニティソーシャルワーク事業】
③生活支援コーディネーターの配置
④小地域福祉活動団体支援の実施

①ボランティアプラットフォームの実施(再掲)
②居場所づくりの推進への協力支援
③小地域福祉活動団体支援の実施(再掲)

①福祉教育の推進
②福祉意識の啓発広報活動

○地域の日常的な見守りや助けあい活動などに取り組みましょ
○困りごとがあれば、行政や自治会、社会福祉協議会などの相談窓口を利用するように声をかけあいましょ

○自治会や地域団体等は、日頃から町民同士が交流できる機会をつくりましょ

○地域や職場で福祉について学ぶ機会をつくりましょ

○地域における見守りや助けあい活動について、買い物や散歩などをしながら近所の様子をうかがい、あいさつを交わすなど「ゆるやかな見守り」を行いましょ

○地域で開催されている行事やボランティア活動等、興味があるイベントに参加しましょ

○一人ひとりの個性や違いについて、考える機会を持つようしましょ

3
ささえるための
仕組みづくり

(1) 必要な人に適切な支援が届く体制構築

(2) 様々な困難を抱えた町民への支援

(3) 権利擁護の推進

①包括的相談支援体制の構築(一次相談の実施 相談の充実)
ア)包括的相談支援体制の構築
イ)身近な地域での相談
②様々な手段での福祉関連情報の提供
③重層的支援体制の整備推進

①地域での支援体制の構築
②生活困窮者自立支援制度の推進
③ひとり親世帯の支援の充実
④地域子育て支援センターの充実
⑤就学援助制度の周知・普及
⑥困難を抱えたひとへの支援
⑦自殺対策計画の推進

①成年後見制度の周知・広報
②成年後見制度利用促進に向けた体制構築
③虐待及びDV防止対策の推進

①コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進
②重層的支援の推進(体制づくり、福祉サービス関係機関の情報共有など)

①生活課題を抱えた町民への支援
②地域で気軽に交流できる場・居場所づくりの充実
③地域見守り隊事業の推進(再掲)

①日常生活自立支援事業の推進
②権利擁護の推進

○自治会や民生委員・児童委員は地域の困りごとを受けるとともに、必要な支援機関へつなぎましょ

○地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら、見守りや解決に向けて取り組みましょ

○町民で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介しましょ
○虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょ

○困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用しましょ
○日常生活で交わす挨拶や自治会活動からの気づき、見守りを通じて、「ゆるやかな見守り」を行いましょ

○身近な家族や友人などの相談相手になりましょ。また、相談窓口や福祉の情報を集めたり、地域の民生委員・児童委員を知る機会をつくりましょ

○困ったときは一人で悩まず、様々な相談窓口を利用しましょ
○虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報しましょ

4
安全安心に過ごすための
仕組みづくり

(1) 地域防犯対策の推進

(2) 災害に備えた地域づくり

①地域と一体となった防犯対策の充実
②「社会を明るくする運動」の取り組みへの協力
③配慮が必要な方への支援

①災害に備えた意識の醸成
②防災情報の提供の充実
③自主防災組織の結成及び育成支援
④避難行動要支援者の支援体制の構築
⑤福祉避難所の確保
⑥要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の支援
⑦防災訓練の実施

①防犯対策の取り組み推進

①災害に備えた取り組みの推進
②避難行動要支援者の支援体制への協力

○関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加しましょ
○地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行いましょ

○地域の自主防災組織と連携し、防災訓練などに参加協力しましょ

○犯罪に巻き込まれないための知識を高めましょ
○「あやしい」と思ったら関係機関へ連絡、相談するようしましょ

○防災に関する取り組みに関心を持ち、町広報誌やホームページなどから情報を得ましょ
○地域の避難訓練などに参加しましょ